

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

報告資料件名	頁
(1) 東京都ひとり親家庭等生活向上事業補助金の超過交付額の遡及返還について・・・	2
(2) 令和3年9月以降に離婚等された子育て世帯に対する臨時特別給付 （支援給付金）の支給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の進捗状況について・・・・・・・・	6
(4) 生活困窮世帯等に対する区独自の臨時給付金事業の実施について・・・・・・・・	9
(5) グループホーム及び放課後等デイサービス事業所に対する人件費補助の 創設並びにグループホーム消防設備整備費用補助の見直しについて・・・・・・・・	11
(6) 心身障がい者「福祉タクシー」「自動車燃料費助成」事業の統合について・・・	13
(7) 高額介護サービス費の算定誤りによる過少支給について・・・・・・・・	15
(8) 債権の徴収停止について（足立区介護報酬返還金）・・・・・・・・	17
(9) 包括的就労支援業務委託の公募型プロポーザルの選定結果について・・・・・・・・	19
(10) 生活保護廃止処分を取り消しに伴う再発防止策の答申について・・・・・・・・	23
(11) 【追加】令和4年度足立区社会福祉協議会の収支予算及び重点的な 取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	東京都ひとり親家庭等生活向上事業補助金の超過交付額の遡及返還について																												
所管部課名	福祉部 親子支援課																												
内容	<p>ひとり親家庭等支援事業にかかる東京都補助金について、平成28年度分から令和2年度分まで改めて精査した結果、補助金の超過交付分を返還することになったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 返還内容</p> <p>返還額 15,788千円 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="432 775 1369 1167"> <thead> <tr> <th></th> <th>既交付額</th> <th>変更交付額</th> <th>差額返還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>6,891</td> <td>1,884</td> <td>5,007</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>10,162</td> <td>6,816</td> <td>3,346</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>13,005</td> <td>9,621</td> <td>3,384</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12,651</td> <td>8,649</td> <td>4,002</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10,667</td> <td>10,618</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計返還額</td> <td>15,788</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 原因</p> <p>足立区が、当該補助事業を活用して事業を開始した平成28年度から次の項目についての誤認があった。</p> <p>(1) 人件費</p> <p>再任用職員の人件費も含まれると誤認して補助金申請を行なったが、申請金額通り交付されたため、補助対象になるとの認識を強くした。※平成28年度から令和元年度まで2名配置分。</p> <p>(2) 委託料</p> <p>委託料に含まれている印刷製本費やアプリ等運用費等の経費について、ひとり親家庭に限定したもの以外補助対象にならないと理解していなかった。</p>		既交付額	変更交付額	差額返還額	平成28年度	6,891	1,884	5,007	平成29年度	10,162	6,816	3,346	平成30年度	13,005	9,621	3,384	令和元年度	12,651	8,649	4,002	令和2年度	10,667	10,618	49	合計返還額			15,788
	既交付額	変更交付額	差額返還額																										
平成28年度	6,891	1,884	5,007																										
平成29年度	10,162	6,816	3,346																										
平成30年度	13,005	9,621	3,384																										
令和元年度	12,651	8,649	4,002																										
令和2年度	10,667	10,618	49																										
合計返還額			15,788																										

	3 発見の端緒	
	時期	対応内容
	令和3年2月	<p>令和2年度の「東京都ひとり親家庭等生活向上事業補助要綱」では、対象経費の「賃金」が、「給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）」等の文言に変更された。</p> <p>区担当者が東京都へ確認したところ、「ひとり親家庭支援員（再任用職員）」については、対象経費と認められないことが判明した。</p>
	令和3年3月	<p>補助金交付審査の過程で都や国が誤りを見過ごした事実はあるものの、要綱の規定上、再任用職員の給料は補助対象経費ではないため、平成28年度からの超過交付分は遡って返還となる旨の回答を東京都より受ける。</p>
	令和3年5月～12月	各年度の修正した実績報告書を基に東京都が精査を実施
令和3年12月27日	東京都より補助金の再確定通知を受ける。	
	4 再発防止	
	<p>補助金申請の際には、補助対象経費として申請することが可能かどうか課内で内容を精査及び都・国への確認を強化していく。</p>	
問題点 今後の方針	3月10日に返還予定。	

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	令和3年9月以降に離婚等された子育て世帯に対する臨時特別給付(支援給付金)の支給について
所管部課名	福祉部 親子支援課
内容	<p>令和4年2月7日付の国からの通知により、これまでに支給を行っている子育て世帯への臨時特別給付金の受給者ではなく、支給基準日より後に離婚等をした方であって、新たに対象児童を養育している方に対する給付を行うこととなったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 給付金名 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金) (以下「支援給付金」という。)</p> <p>2 対象者 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者の配偶者であった方のうち離婚等をした方、その他これに準ずる方で次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 中学生以下 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者(令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者)になった方</p> <p>(2) 高校生等 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時)において高校生等を養育している方</p> <p>(3) その他これらに準ずる方 DV特例・施設特例の所要の手続を行っておらず給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により養育者が代わっている場合等</p> <p>3 対象者数 約150世帯 250人 内訳 中学生以下 約140世帯 235人 高校生等 約10世帯 15人</p>

4 スケジュール

対象者に申請書を送付し、申請書受理後、審査の上支給する。

※ 申請書受理から支給まで概ね1ヶ月程度を予定

(1) 申請書発送日

令和4年2月18日(金)

(2) 給付日

第1回目 令和4年3月18日(金) 予定

※ 第2回目以降は、申請書が提出されたのち、速やかに支給を行う。

(3) 申請期限

令和4年4月28日(木) 必着

5 所要額

25,000千円

支援給付金の支給に係る経費については、全額国庫補助の対象であるので、既存の予算を活用して支給を行う。

6 周知方法

あだち広報やホームページ、SNSを通じて周知を図る。

7 令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金の支給状況について (2月28日現在)

対 象	支給決定児童数	支給済児童数
中学生以下	69,726	68,276
高校生等	12,428	11,490
合 計	82,154	79,766

※児童数：96,808人(2月28日現在)

問 題 点
今後の方針

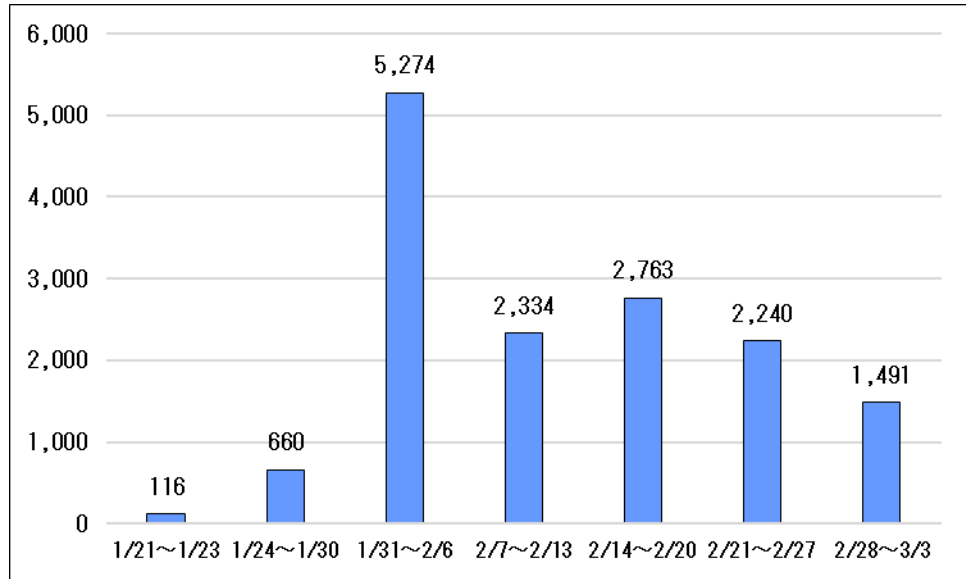
引き続き早急な支給事務を行う。

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の進捗状況について																																	
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																	
内容	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 非課税世帯の処理状況（3月3日現在）</p> <table border="1" data-bbox="400 600 1409 929"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確認書発送等件数</td> <td>92,525 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 確認書受付等件数</td> <td>73,817 件</td> <td>受付率 (②/①) : 79.78%</td> </tr> <tr> <td>③ 確認書等審査完了件数</td> <td>71,103 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 支給決定件数</td> <td>70,018 件</td> <td>支給率 (④/②) : 94.85%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 支給決定金額</td> <td>7,001,800 千円</td> <td>支給額 : 1 件 10 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査完了後、順次振り込み、2月14日から着金開始。</p> <p>2 家計急変世帯の処理状況（3月2日現在）</p> <table border="1" data-bbox="400 1077 1390 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 申請書受付件数</td> <td>328 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 申請書審査完了件数</td> <td>146 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 支給決定件数</td> <td>96 件</td> <td>支給率 (③/①) : 29.27%</td> </tr> <tr> <td>④ 支給決定金額</td> <td>9,600 千円</td> <td>支給額 : 1 件 10 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査完了後、順次振り込み、2月14日から着金開始。</p> <p>3 コールセンター（あだち生活・暮らし臨時給付金ダイヤル）の対応実績について</p> <p>(1) 1月21日（金）開設</p> <p>(2) 対応総件数 14,878 件（3月3日現在） 直近1週間の平均 387 件/日（2月25日～3月3日）</p> <p>(3) 執行体制 委託事業者 1月：16回線、2月：20回線、3月：10回線</p>	項目	数値	備考	① 確認書発送等件数	92,525 件		② 確認書受付等件数	73,817 件	受付率 (②/①) : 79.78%	③ 確認書等審査完了件数	71,103 件		④ 支給決定件数	70,018 件	支給率 (④/②) : 94.85%	⑤ 支給決定金額	7,001,800 千円	支給額 : 1 件 10 万円	項目	数値	備考	① 申請書受付件数	328 件		② 申請書審査完了件数	146 件		③ 支給決定件数	96 件	支給率 (③/①) : 29.27%	④ 支給決定金額	9,600 千円	支給額 : 1 件 10 万円
項目	数値	備考																																
① 確認書発送等件数	92,525 件																																	
② 確認書受付等件数	73,817 件	受付率 (②/①) : 79.78%																																
③ 確認書等審査完了件数	71,103 件																																	
④ 支給決定件数	70,018 件	支給率 (④/②) : 94.85%																																
⑤ 支給決定金額	7,001,800 千円	支給額 : 1 件 10 万円																																
項目	数値	備考																																
① 申請書受付件数	328 件																																	
② 申請書審査完了件数	146 件																																	
③ 支給決定件数	96 件	支給率 (③/①) : 29.27%																																
④ 支給決定金額	9,600 千円	支給額 : 1 件 10 万円																																

【週別件数】



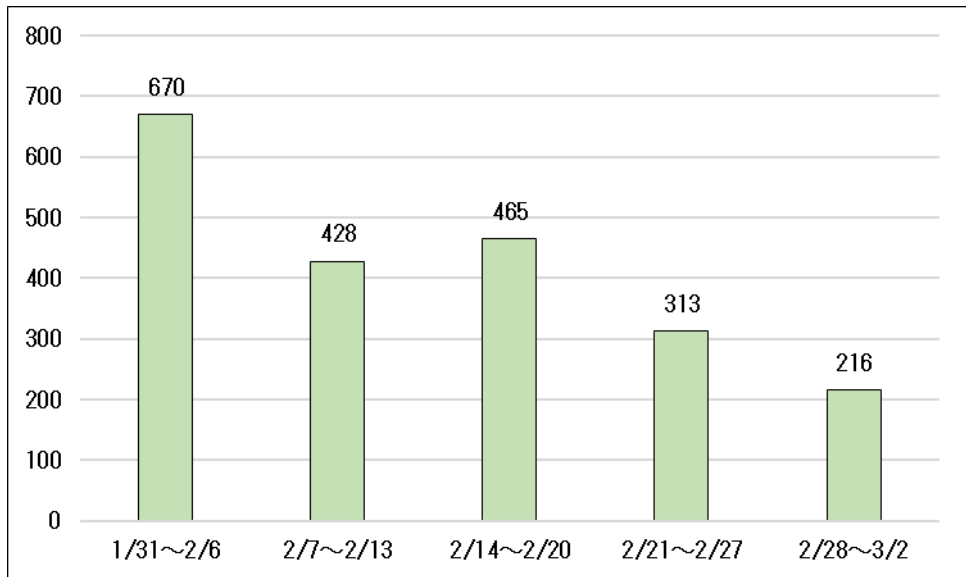
【主な問い合わせ内容】

- ・ 非課税世帯向け確認書や家計急変世帯向け申請書の書き方や提出方法について
- ・ 自分が給付金の対象になるかどうかについて
- ・ 確認書発送や支給の時期について

4 申請相談支援窓口（1階アトリウム）の対応実績について

- (1) 1月31日（月）開設
- (2) 相談支援件数 2,092件（3月2日現在）
直近1週間の平均 75件/日（2月24日～3月2日）
- (3) 執行体制（担当課職員以外）
人材派遣職員 5名/日

【週別件数】



	<p>5 生活・暮らし臨時給付金担当課職員数及び主な事務内容について</p> <p>(1) 担当課職員数 (管理職及び事務代行含む) 16名 (3月3日現在)</p> <p>(2) 主な事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書等受理、開封、仕分け ・ 確認書等内容確認 ・ データ入力処理 ・ 支払いデータ作成 ・ 振込処理 ・ 不備対応 <p>6 支給申込勧奨について</p> <p>住民税非課税世帯への確認書発送に加え、あだち広報 (1月1日号及び1月25日号及び2月10日号) で勧奨した。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>給付金を一日でも早く区民にお届けできるよう、引き続き、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。</p>

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	生活困窮世帯等に対する区独自の臨時給付金事業の実施について
所管部課名	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国の事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、以下「国の臨時特別給付金」という。）の対象外となっている課税世帯のうち、非課税世帯と同程度の所得水準にある世帯に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、1世帯あたり10万円を支給する給付事業を実施する。</p> <p>1 給付金の名称 「あだちから」生活応援臨時給付金</p> <p>2 支給対象 以下のいずれにも当てはまる世帯 (1) 基準日（令和3年12月10日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯（基準日は、国の臨時特別給付金の基準日と同じ） (2) 令和3年度分住民税均等割が課税されている世帯 (3) 世帯全員の令和2年分の所得金額を合算した額が200万円以下の世帯 (4) 国の臨時特別給付金を受給していない世帯 ※ ただし、子育て世帯への臨時特別給付金とは併給可。</p> <p>3 対象世帯数 約59,000世帯</p> <p>4 給付額 1世帯あたり10万円</p> <p>5 申請期限 令和4年9月30日</p> <p>6 支給手続き (1) 令和3年1月1日時点で足立区の住民基本台帳に記録されている支給対象世帯（約55,500世帯見込） ア 区から対象世帯へ申請書を送付 イ 申請書を区へ返送（本人確認書類や通帳のコピーを添付） ウ 区は申請書の内容を確認の上、支給を決定 エ 口座へ入金後、振込通知書を送付</p>

	<p>(2) 令和3年1月2日から同年12月10日までの間に足立区へ転入した支給対象世帯（約3,500世帯見込）</p> <p>ア 区から、上記期間に転入した全世帯のうち国の臨時特別給付金受給世帯を除いた世帯へ、申請書を送付（※）</p> <p>イ 上記2の対象要件に該当する世帯は、申請書に世帯の所得が分かる資料（課税証明書等）を添付して区へ返送</p> <p>ウ 区は申請書の内容を確認の上、支給を決定</p> <p>エ 口座へ入金後、振込通知書を送付</p> <p>※ 令和3年1月2日以降に足立区へ転入した世帯については、区で課税情報や所得情報を把握していないため。 申請書送付件数は、約10,000世帯の見込み。</p> <p>7 スケジュール（予定）</p> <table data-bbox="446 828 1189 1108"> <tr> <td>令和4年4月中旬以降</td> <td>申請書を対象世帯へ発送 申請書の受付開始 区は申請書の内容を確認 振込口座等データ作成</td> </tr> <tr> <td>4月28日以降</td> <td>順次、口座へ振り込み</td> </tr> <tr> <td>9月30日</td> <td>申請期限</td> </tr> </table>	令和4年4月中旬以降	申請書を対象世帯へ発送 申請書の受付開始 区は申請書の内容を確認 振込口座等データ作成	4月28日以降	順次、口座へ振り込み	9月30日	申請期限
令和4年4月中旬以降	申請書を対象世帯へ発送 申請書の受付開始 区は申請書の内容を確認 振込口座等データ作成						
4月28日以降	順次、口座へ振り込み						
9月30日	申請期限						
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>広報、区ホームページ掲載などで周知を行うほか、コールセンターや相談窓口の開設により、丁寧な周知・説明に努める。</p>						

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	グループホーム及び放課後等デイサービス事業所に対する人件費補助の創設並びにグループホーム消防設備整備費用補助の見直しについて																									
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課																									
内容	<p>重度障がい者及び医療的ケア児等を対象とする施設整備促進のため、事業所に対する補助金の創設及び見直しを行うので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 補助金の創設</p> <p>(1) 重度障がい者対応グループホームに対する人件費補助</p> <p>ア 創設理由 障害者総合支援法が定める配置基準では重度対応が困難であることから、配置基準を超える職員の人件費を補助することで、重度障がい者の受入れ促進を図るため。</p> <p>イ 対象事業所 区内の身体または知的障がい者グループホームで、次のすべてに該当する事業所</p> <p style="margin-left: 20px;">① 運営主体が社会福祉法人または特定非営利活動法人 ② 障害支援区分6または5の障がい者が利用 ③ 夜間職員を加配しており、国が定める夜間支援体制をとっている</p> <p>ウ 補助額</p> <p>(ア) 基本補助 1事業所（ユニット）につき、月額3万円</p> <p>(イ) 重度者受入加算 身体対応の場合…障がい者1人受入れにつき、月額1万円 知的対応の場合…障がい者1人受入れにつき、月額5千円 ※ 障害支援区分6を1人、区分5を0.5人として換算</p> <p>(ウ) 補助額のモデル 障害支援区分6を5人、区分5を2人受け入れる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">人件費補助額（月額）</th> </tr> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th>合計</th> <th>基本補助</th> <th colspan="2">重度者受入加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">身体対応</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">9万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">内訳</td> <td>区分6:50,000円=10,000円*5人*1.0人換算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分5:10,000円=10,000円*2人*0.5人換算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知的対応</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3万円</td> <td style="text-align: center;">内訳</td> <td>区分6:25,000円=5,000円*5人*1.0人換算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分5:5,000円=5,000円*2人*0.5人換算</td> </tr> </tbody> </table>	種別	人件費補助額（月額）				合計	基本補助	重度者受入加算		身体対応	9万円	3万円	6万円	内訳	区分6:50,000円=10,000円*5人*1.0人換算		区分5:10,000円=10,000円*2人*0.5人換算	知的対応	6万円	3万円	3万円	内訳	区分6:25,000円=5,000円*5人*1.0人換算		区分5:5,000円=5,000円*2人*0.5人換算
種別	人件費補助額（月額）																									
	合計	基本補助	重度者受入加算																							
身体対応	9万円	3万円	6万円	内訳	区分6:50,000円=10,000円*5人*1.0人換算																					
					区分5:10,000円=10,000円*2人*0.5人換算																					
知的対応	6万円	3万円	3万円	内訳	区分6:25,000円=5,000円*5人*1.0人換算																					
					区分5:5,000円=5,000円*2人*0.5人換算																					

(2) 放課後等デイサービス事業所に対する看護師配置人件費補助

ア 創設理由

放課後等デイサービス事業所に対し、医療的ケア児等を受入れるために必要な看護師を配置した際の人件費を補助することで、事業所の負担を軽減し医療的ケア児等の受入れ促進を図る。

イ 対象事業所

区内で運営する放課後等デイサービス事業所で、医療的ケア児等を受入れるため、新たに看護師を採用・配置した事業所

ウ 補助額

1 事業所につき、月額 20 万円

2 補助金の見直し

(1) 障がい者グループホーム消防設備整備費用補助

ア 見直し理由

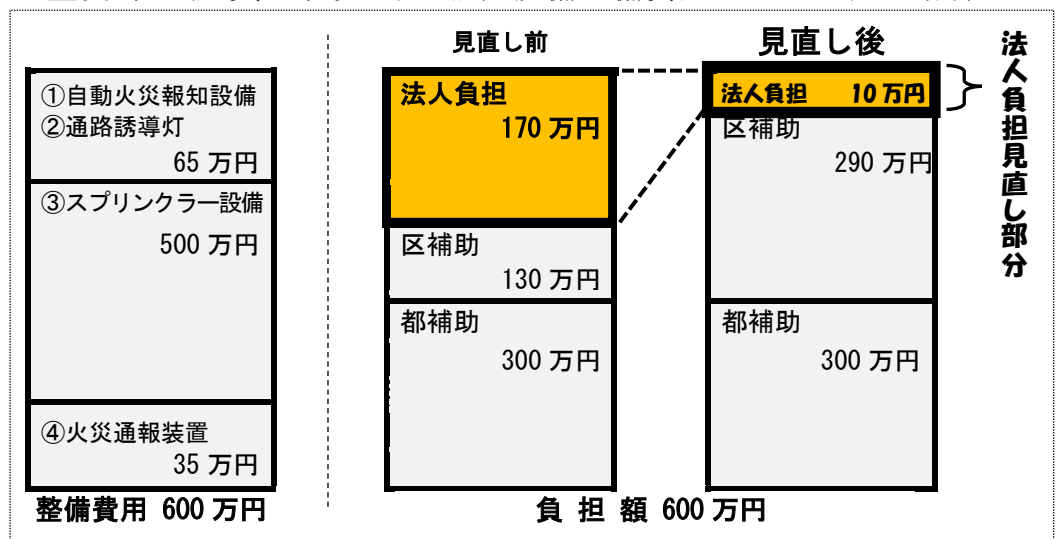
1 グループホームにつき 130 万円を上限額としている消防設備整備費用補助について、重度障がい者の受入れを見込むグループホーム整備ではスプリンクラー設備と火災通報装置の設置が義務付けられており法人負担が大きいことから、上限額を増額する。

なお、中度軽度対応グループホームに係る上限額は、実態に合わせて減額する。

対 応		補助上限額		設置義務のある消防設備
		令和3年度	令和4年度	
重度	定員6名以上	130 万円	290 万円	①自動火災報知設備 ②通路誘導灯
	定員5名以下		230 万円	
中度軽度			65 万円	①自動火災報知設備 ②通路誘導灯

イ 補助額のモデル

重度対応(定員6名以上)で消防設備整備費用が600万円の場合



問題点・
今後の方針

区内運営事業者へ通知を送付して事業を周知するとともに、運営事業者とのヒアリングを通じて更なる整備促進に向けた検討を行っていく。

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	心身障がい者「福祉タクシー」「自動車燃料費助成」事業の統合について																			
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課																			
内容	<p>「福祉タクシー（助成券交付）」「自動車燃料費助成（現金給付）」のいずれか一方の選択制となっている両事業を統合し、どちらの支払いにも使用できる共通助成券の交付事業に変更する。</p> <p>1 新事業名 足立区心身障がい者福祉タクシー・自動車燃料助成事業</p> <p>2 統合日 令和4年4月1日</p> <p>3 目的 事業ごとに異なっている助成（給付）額の差をなくすとともに、タクシー料金・自動車燃料費いずれの支払いにも使用できる共通助成券を交付することで利便性を高め、外出機会の拡大を図る。</p> <p>4 支給方法・金額及び対象者数</p> <table border="1" data-bbox="359 1189 1018 1496"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>福祉タクシー券</th> <th>自動車燃料費助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給方法</td> <td>助成券交付</td> <td>現金給付</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>33,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>対象者数※</td> <td>9,415人</td> <td>2,658人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">➡</p> <table border="1" data-bbox="1106 1189 1481 1496"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通助成券</td> </tr> <tr> <td>助成券交付</td> </tr> <tr> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>12,073人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年1月現在</p> <p>5 共通助成券取扱事業者</p> <p>(1) タクシー 全てのタクシー（乗車時に要確認） ※統合前と変更なし</p> <p>(2) ガソリンスタンド 区と協定を締結した有人ガソリンスタンド：13店舗（別紙1）</p>		令和3年度		福祉タクシー券	自動車燃料費助成	支給方法	助成券交付	現金給付	金額	33,000円	24,000円	対象者数※	9,415人	2,658人	令和4年度	共通助成券	助成券交付	33,000円	12,073人
	令和3年度																			
	福祉タクシー券	自動車燃料費助成																		
支給方法	助成券交付	現金給付																		
金額	33,000円	24,000円																		
対象者数※	9,415人	2,658人																		
令和4年度																				
共通助成券																				
助成券交付																				
33,000円																				
12,073人																				
問題点・今後の方針	あだち広報、区ホームページ掲載などで周知を行うほか、対象者には個別に案内を送付する。																			

協カガソリンスタンド（五十音順）

	会社名	給油所名	所在地
1	(株)井口油店	北千住給油所	千住宮元町 2-6
2	(有)ウスバ石油	皿沼給油所	加賀 1-22-17
3	小林油店	綾瀬川給油所	青井 6-8-20
4	(有)セイウン	西伊興給油所	西伊興 2-1-20
5	(株)ダイワエナジー	入谷サービスステーション	入谷 7-5-3
6	竹野燃料店	宮城給油所	宮城 1-28-21
7	田中商事(株)	西綾瀬給油所	西綾瀬 2-4-1
8	中外石油(株)	保木間サービスステーション	保木間 1-19-5
9	(株)栃木屋商店	花畑給油所	南花畑 2-31-2
10	(株)平林恒雄商店	千住曙町給油所	千住曙町 37-2
11	マルイシ石油(株)	西新井給油所	西新井 5-1-2
12	(株)ヤジマ石油	上沼田給油所	鹿浜 7-12-7
13		東栗原給油所	青井 6-21-8

- A…千住寿町
- B…千住中居町
- C…千住河原町
- D…千住橋戸町
- E…千住宮元町
- F…千住龍田町
- G…千住柳町
- H…舎人町
- I…入谷町
- J…西伊興町
- K…本木北町
- L…本木東町



厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	高額介護サービス費の算定誤りによる過少支給について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>1 事案の概要</p> <p>高額介護サービス費 ※ について、他自治体から算定誤りの事例が報告されたため調査したところ、他の多くの自治体と同様に介護保険システムのプログラムに誤りが見つかった。</p> <p>算定誤りの原因は、公費負担医療対象者が、訪問看護等の介護サービスを利用した際の自己負担額は、他の介護保険サービスの自己負担額に合算すべきであるにもかかわらず、行われていなかったことによるものである（別紙2参照）。</p> <p>そのため、過少支給となった対象者には、高額介護サービス費の追加支給を行う必要が生じた。</p> <p>※ 利用者が負担する介護サービス1か月あたりの合計額が一定の上限額を超えた場合に、超過分を公費で支給する制度</p> <p>2 追加支給が必要な期間と対象者及び金額</p> <p>令和2年1月利用分～令和3年9月利用分の2年分 消滅時効2年 (介護保険法200条による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者数 <u>延べ610人(実人数141人)</u> ・ 追加支給総額 <u>909,367円</u> <u>(一人あたり最大 95,212円の追加支給)</u> <p>※ 令和3年10月利用分以降については、適正に支給していく</p> <p>3 今後の対応</p> <p>(1) 早急に介護保険システムを改修した上で、対象者及び追加支給額を確定し、お詫びと追加支給についての通知を送付する。</p> <p>(2) 介護保険制度の開始当初(平成12年度)から誤っていた可能性が高い。令和2年1月より前の時効にかかった部分の対応は、現在検討中。</p> <p>(3) 高額医療合算介護サービス費など他にも影響が及ぶ可能性があるため、高額介護サービス費の算定誤りと同様に対象者等の有無の調査を進めており、追加支給が必要となる場合は対象となる方に別途お知らせする。</p>
問題点・今後の方針	<p>システムベンダーが、介護保険システムのプログラムを誤った原因について調査中である。</p> <p>今後、制度改正などにより、システム改修を実施する際には、システムの仕様の検証を徹底していく。</p>

《例》

公費負担医療の対象者が、訪問介護、通所介護、訪問看護サービスを利用していた場合

1 各介護保険サービスの内訳

高額介護サービス費の算定において、介護保険システムのプログラム誤りにより、

③訪問看護の自己負担額 2,500 円が合算されていなかった。

No	サービス区分	公費負担医療	サービス費用総額	介護保険給付額【9割】	介護保険 自己負担額	
					【1割】	うち、公費負担医療分
①	訪問介護	×	150,000 円	135,000 円	15,000 円 (A)	0 円
②	通所介護	×	100,000 円	90,000 円	10,000 円 (B)	0 円
③	訪問看護	○	50,000 円	45,000 円	2,500 円 (C)	2,500 円

2 追加支給の内訳

高額介護サービス費は、2,500 円の追加支給となります。

(正) 2,900 円 - (誤) 400 円 = 追加支給 2,500 円

	介護保険サービスの自己負担額合計額	自己負担上限額	高額介護サービス費の支給額
誤	(A) (B) 15,000 円 + 10,000 円 = 25,000 円	24,600 円	400 円
正	(A) (B) (C) 15,000 円 + 10,000 円 + 2,500 円 = 27,500 円	24,600 円	2,900 円
			追加支給分 2,500 円

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	債権の徴収停止について（足立区介護報酬返還金）																																							
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																							
内容	<p>区が保有する次の債権は、令和4年1月14日開催の足立区債権等処理判定委員会において、徴収停止が適当との答申があったため、同日付で徴収停止を決定した。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>種類</td> <td>足立区介護報酬返還金 (公債権 非強制徴収債権 時効:5年)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>債権発生理由</td> <td>介護報酬の不正請求による</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>返還決定金額</td> <td>77,897,954円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>納付済額</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>返還決定日</td> <td>平成18年6月29日</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>納付済期間</td> <td>平成23年3月から平成29年3月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 債務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>法人</td> <td>芝ケア・マネージメント株式会社 (以下『芝ケア(株)』という。)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>元代表者</td> <td>足立区宮城在住者</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>設立年月日</td> <td>平成2年3月30日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>資本金</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>解散日</td> <td>令和元年12月11日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 徴収停止した債権の額 77,467,954円</p> <p>(4) 債権の消滅 本債権は、徴収停止中であるが、令和4年3月23日に時効完成により消滅することとなる。</p> <p>2 経過 (別紙3「債権発生から徴収停止までの経過について」参照)</p> <p>3 足立区債権等処理判定委員会の諮問結果の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 芝ケア(株)は、事業者指定の取消により事業を廃止しており、既に実体はなく無財産である。なお、法人登記はみなし解散登記になっており事業再開の見込みもない。また、元代表者は生活保護受給中であることから、徴収停止相当と認められた(地方自治法施行令第171条の5及び足立区の債権の管理等に関する条例第11条1項1号)。 	No.	項目	内容	①	種類	足立区介護報酬返還金 (公債権 非強制徴収債権 時効:5年)	②	債権発生理由	介護報酬の不正請求による	③	返還決定金額	77,897,954円	④	納付済額	430,000円	⑤	返還決定日	平成18年6月29日	⑥	納付済期間	平成23年3月から平成29年3月まで	No.	項目	内容	①	法人	芝ケア・マネージメント株式会社 (以下『芝ケア(株)』という。)	②	元代表者	足立区宮城在住者	③	設立年月日	平成2年3月30日	④	資本金	10,000,000円	⑤	解散日	令和元年12月11日
No.	項目	内容																																						
①	種類	足立区介護報酬返還金 (公債権 非強制徴収債権 時効:5年)																																						
②	債権発生理由	介護報酬の不正請求による																																						
③	返還決定金額	77,897,954円																																						
④	納付済額	430,000円																																						
⑤	返還決定日	平成18年6月29日																																						
⑥	納付済期間	平成23年3月から平成29年3月まで																																						
No.	項目	内容																																						
①	法人	芝ケア・マネージメント株式会社 (以下『芝ケア(株)』という。)																																						
②	元代表者	足立区宮城在住者																																						
③	設立年月日	平成2年3月30日																																						
④	資本金	10,000,000円																																						
⑤	解散日	令和元年12月11日																																						
問題点・今後の方針	<p>催告に応じない他の滞納者に対しては、弁護士による催告なども含め法的措置を実施していく。</p> <p>また、廃業した法人等で徴収不能な債権は、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>																																							

足立区介護報酬返還金「債権発生から徴収停止までの経過について」

主な対応経過

時期	対応内容
平成17年 9月	定期的な実地指導の一環として、芝ケア（株）に調査したところ、介護報酬の不正請求の疑いが生じたため、事業者の指定権限を有する都に報告した。
平成18年 4月	都は、区からの報告を受けて、芝ケア（株）の監査を実施し、介護報酬の不正請求の事実を確認したことから、平成18年5月、事業者の指定取り消しを行った。
平成18年 6月	区は、都の芝ケア（株）に対する処分を受けて、介護報酬の返還決定を行い、芝ケア（株）に通知した。
平成18年 7月	区は、芝ケア（株）の介護報酬の不正について、警察に刑事告発を行った。警察は、区からの刑事告発を受けて捜査を開始し、平成21年11月に書類送検した。
平成18年 8月	芝ケア（株）から、1か月以上納付がなかったため、督促状を送付した。
平成22年12月	元代表者から75,000円の自主納付があった。 平成23年3月からは、毎月5,000円を自主納付する申出があり、分納誓約書の提出があった。
平成23年 3月	元代表者から、毎月5,000円の自主納付が始まった。 最終納付は、平成29年3月22日である。
平成23年 7月	裁判所から不起訴との判決が出る。
平成29年 2月	元代表者は、交通事故に遭い怪我を負ったため、就労が困難で生活困窮状態に陥り、平成29年4月以降、自主納付することができなくなった。
平成29年 3月	平成23年3月から平成29年3月まで、毎月5,000円の納付があった。 平成29年4月以降、元代表者の状況確認を行うも、生活困窮により支払能力がない状態が続いていた。
令和3年 1月	足立区債権等処理判定委員会において、芝ケア（株）は、事業を廃止し、実体はなく無財産であり、みなし解散登記がされていることから、事業再開の見込みもない。 また、元代表者は、生活保護を受給中であることから、執行停止相当と認められた。

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	包括的就労支援業務委託の公募型プロポーザルの選定結果について
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課、 福祉部 くらしとしごとの相談センター
内 容	<p>生活保護受給者を含む生活困窮者に対する包括的就労支援業務について、以下のとおり公募型プロポーザルにより、令和4年度からの事業者を選定した。</p> <p>1 選定事業者</p> <p>(1) 名称 株式会社 パソナ (2) 所在地 東京都千代田区大手町二丁目6番2号</p> <p>2 選定経過</p> <p>(1) 書類審査（第一次評価） 令和3年12月10日 参加表明者5者を審査し、全者を提案書提出者として選定した。 (2) プレゼンテーション（第二次評価） 令和4年2月4日 提案書提出者から1者の提案書を選定した。 (3) 評価項目及び選定結果 別紙4および別紙5のとおり (4) 選定委員の構成 学識経験者 3名（大学教授2名、ハローワーク所長） 区民 2名（民生・児童委員協議会、女性団体連合会） 区職員 2名</p> <p>3 委託期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）</p> <p>4 提案価格 696,895,000円（5年間） 139,379,000円（各年）</p> <p>5 提案概要</p> <p>(1) 就労支援 キャリアカウンセラーによるカウンセリングを行い、利用者の状況に応じて応募書類作成、求職支援、同行支援等を行い、早期の就労自立を目指す。</p>

	<p>(2) 就労準備支援 生活リズムのチェックや家計管理の見直し等による日常生活支援、コミュニケーション研修や地域活動への参加等による社会生活自立、ビジネスマナー支援や模擬面接等による就労自立支援等、さまざまなプログラムやセミナーにより、就労意欲と社会性を向上させ、就労自立を目指す。</p> <p>(3) 定着支援 就労後も利用者に寄り添い、就労初日から1年程度は継続してフォローすることにより、長期就労を目指す。</p> <p>(4) 個別求人開拓 利用者一人ひとりの状況に応じた就労先を確保するため、業務内容や勤務時間、通勤等、個々の利用者の状況と適性及び能力に応じた就労先等を開拓する。</p> <p>6 今後のスケジュール</p> <p>(1) 令和4年3月 契約仕様書作成、契約請求、契約締結、事前準備</p> <p>(2) 令和4年4月 業務開始</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>選定事業者と綿密な情報共有を行い、円滑に事業を実施していく。</p>

足立区包括的就労支援業務委託 提案書提出者選定結果(第一次)

別紙4

対象業務名				配点	業者名				
足立区包括的就労支援業務委託					第一順位	第二順位	第三順位	第四順位	第五順位
項番	分類	評価項目	指 標		株式会社 パソナ	A	B	C	D
1	経営状況 20点	財務諸表(決算、貸借対 照表、損益計算書)	財務診断によるA評価 (財務状態は非常に良好である)	20	16.0	16.0	20.0	12.0	12.0
2	業務遂行力 20点	配置予定の管理者の資 格・主な経歴等 【参加表明書技術資料3 (1)】	配置予定の管理者の資格・主な経歴から、十分期待できる	20	19.4	16.6	16.0	17.7	14.9
3	履行保証力 5点	自己資本比率	自己資本比率が25%以上である	5	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
4	瑕疵担保力 10点	賠償責任保険の加入の 有無	現在の業務に係る賠償責任保険に加入している	10	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
5	業務執行技術力 20点	同種・類似業務の実績 【参加表明書技術資料2】	同種・類似業務を同規模で行ったことがあり、十分成果が期待できる	20	19.4	18.9	17.1	16.0	12.6
6	地域精通度 10点	近隣エリアにおける過去 の業務実績 【参加表明書技術資料2】	区内で同種・類似業務を行ったことがあり、十分成果が期待できる	10	9.4	9.7	6.6	6.6	6.0
7	専任性 10点	配置予定の担当者の業 務量・実施体制 【参加表明書技術資料3 (1)】	手持ち業務量(本委託を除き概ね1カ所以内)とその内容が当該業務に 影響を与えない	10	9.4	9.1	8.0	8.3	8.3
8	社会的貢献度 5点	ISO14001等の取得状 況、WLB(ワーク・ライフ・ バランス)認定企業、災害 協定等 【会社概要等】	ISO14001、WLB(ワーク・ライフ・バランス)認定、災害協定その他社 会的・地域的な貢献が認められるものを3つ以上取得している	5	3.6	3.4	2.1	1.7	2.1
合 計				—	92.3	88.7	84.9	77.3	70.9

注:各項目、小数点第一位までの記載であるため合計が相違することがある。

項番	評価項目			加点	—	得点	得点	得点	得点	得点
	分類	説明	評価基準(得点)							
1	区内業者	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内 区内に本店がある	5	—	0	0	0	0	0
総 計						92.3	88.7	84.9	77.3	70.9

順 位	1	2	3	4	5
-----	---	---	---	---	---

足立区包括的就労支援業務委託 提案書特定結果(第二次)

別紙5

対象業務名 足立区包括的就労支援業務委託			評価項目	配点	業者名					
項番	分類	指 標			第一順位 株式会社 パソナ	第二順位 A	第三順位 B	第四順位 C	第五順位 D	
1	業務の理解度 20点	業務の理解度は十分か	包括的就労支援の必要性及び意義を十分に理解し、実現性の高い提案であり、過去の実績からも目標達成が十分に期待できる	20	20	17.7	17.7	17.1	15.4	12.6
2	提案内容の的確性 40点	業務実施手順は妥当か	業務に必要な内容が盛り込まれ、利用者受入から定着支援までの一連の流れ、実施期間について、明瞭かつ簡潔である	10	40	8.9	8.0	8.6	8.6	6.6
3		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	利用者への支援や求人開拓等の取組方法、事業実施場所について、十分に理解し、工夫や具体性がある	10		9.1	8.6	8.6	8.0	6.9
4		独創性及び実現性があるか	利用者への支援や求人開拓等の取組方法、事業実施場所について、独創性が高く、かつ、実現性が高い	10		8.3	8.0	8.6	7.1	6.0
5		採用する手法は妥当か	キャリアカウンセラー・トレーナー・個別求人開拓員の資格・経験等が十分に確保され、エビデンスに基づき適切に配置されている。臨時職員・講師等の人数や担当業務、配置、採用・研修計画等も盛り込まれている	10		9.7	8.9	7.7	9.4	6.9
6	コスト 10点	コストは妥当か	提案限度価格の80%以上90%未満の範囲(1億1150.32万円以上、1億2544.11万円未満)で、内訳内容が妥当である	10	10	6.0	6.0	6.0	6.0	10.0
7	特定テーマ(本業務における最重点ポイント)に対する取組姿勢 10点	特定テーマに対する取組姿勢が明確かつ適切か	本業務における最重点ポイントとその成果の見込みについて明確かつ適切であり、成果が十分に期待できる	10	10	8.9	8.0	8.0	7.7	6.3
8	プレゼンテーション 20点	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか	ヒアリングにおける質問内容を的確に理解し、適切な回答であるか	5	20	4.3	3.7	3.9	3.7	3.9
9		説明に説得力があるか、論理的か	業務への意欲や説明能力が高く、課題・問題点を論理的に説明でき、説得力がある	5		4.6	3.9	3.9	3.9	3.9
10		冷静に議論できるか反発的ではなかったか	極めて冷静に議論し、かつ、丁寧な対応であるか	5		4.3	4.0	4.0	3.9	4.1
11		打合せ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか	資料、プレゼンテーションが非常に分かり易く、正確であるか	5		4.1	3.7	3.3	3.6	3.4
合 計				—	100	85.9	80.4	79.6	77.3	70.4

注:各項目、小数点第一位までの記載であるため合計が相違することがある。

項番	評価項目		加 点	—	得 点	得 点	得 点	得 点	得 点	
	分類	説明								評価基準(得点)
1	区内業者	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	5	—	0	0	0	0	0
2	区内業者	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	3	—	0	3	0	0	3
総 計						85.9	83.4	79.6	77.3	73.4
順 位						1	2	3	4	5

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	生活保護廃止処分の取り消しに伴う再発防止策の答申について																
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課																
内容	<p>生活保護廃止処分の取り消し（令和2年11月9日）に伴う再発防止策について、区長の附属機関である足立区生活保護適正実施協議会（以下「協議会」という。）から別添のとおり答申を受けたので報告する。</p> <p>1 協議会の経過</p> <table border="1" data-bbox="416 728 1428 1254"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>検討経過等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年 1月26日</td> <td>区長から協議会会長へ諮問</td> </tr> <tr> <td>令和3年 1月27日</td> <td>令和2年度第2回生活保護適正実施協議会（書面開催）</td> </tr> <tr> <td>令和3年 5月13日</td> <td>第1回生活保護適正実施協議会専門部会</td> </tr> <tr> <td>令和3年 8月25日</td> <td>第2回生活保護適正実施協議会専門部会</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月16日</td> <td>第3回生活保護適正実施協議会専門部会</td> </tr> <tr> <td>令和4年 1月20日</td> <td>令和3年度第1回生活保護適正実施協議会</td> </tr> <tr> <td>令和4年 3月 4日</td> <td>協議会会長から区長へ答申</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 報告書の概要</p> <p>(1) 調査による事実経過と要因分析の精査 本協議会の委員が所属する東京八丁堀法律事務所による関係資料や職員ヒアリングによる調査を行い、事実経過と要因分析を精査した。</p> <p>(2) 主な再発防止に関する提言 詳細は、別紙6「生活保護廃止処分の取り消しに伴う再発防止策についての報告書【概要】」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務フローの継続的な改善 イ 主管部署の明確化（生活保護指導課において相談窓口・情報集約化を担当） ウ 連絡手段カードの作成 エ 事実関係の職員自身による確認 オ 生活保護停止処分の活用の検討 カ 生活保護制度の意義・重要性に関するより深度のある研修の実施 	年月日	検討経過等	令和3年 1月26日	区長から協議会会長へ諮問	令和3年 1月27日	令和2年度第2回生活保護適正実施協議会（書面開催）	令和3年 5月13日	第1回生活保護適正実施協議会専門部会	令和3年 8月25日	第2回生活保護適正実施協議会専門部会	令和3年12月16日	第3回生活保護適正実施協議会専門部会	令和4年 1月20日	令和3年度第1回生活保護適正実施協議会	令和4年 3月 4日	協議会会長から区長へ答申
年月日	検討経過等																
令和3年 1月26日	区長から協議会会長へ諮問																
令和3年 1月27日	令和2年度第2回生活保護適正実施協議会（書面開催）																
令和3年 5月13日	第1回生活保護適正実施協議会専門部会																
令和3年 8月25日	第2回生活保護適正実施協議会専門部会																
令和3年12月16日	第3回生活保護適正実施協議会専門部会																
令和4年 1月20日	令和3年度第1回生活保護適正実施協議会																
令和4年 3月 4日	協議会会長から区長へ答申																

	<p>3 提言を受けての区の対応</p> <p>現在、再発防止に関する対応策を検討しており、まとめ次第、改めて報告する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>対応可能な再発防止策については、順次取り組みを進めていく。 生活保護受給者一人ひとりに寄り添った支援を行い、生活保護制度の適正な運用に努めていく。</p>

生活保護廃止処分の取り消しに伴う再発防止策についての報告書【概要】

1 生活保護廃止処分の取り消し事案の概要（いずれも令和2年）

9月29日（火）	本人からの生活保護申請を受理し、泊る所がなかったため緊急措置として都が紹介するホテルを斡旋した。
9月30日（水）	担当のケースワーカー（以下「CW」という。）がホテルを訪れ、本人から聞き取り等により生活保護開始のための調査を行った。この時、本人の携帯電話は使用できなかった。
10月 8日（木）	生活保護開始を決定したため、CWはホテルに連絡したが本人は不在だった。 CWはホテルを通じ本人から福祉事務所に連絡するよう伝言を依頼した。
10月 9日（金）	CWがホテルに連絡したが、本人は戻っていないと報告があった。
10月12日（月）	ホテルからCWに連絡があり、本人は10日に戻ったが11日から再度不在にしていること、及び伝言は渡してあることの報告を受けた。ホテルには、本人の生活保護は廃止になる旨を伝えた。
10月14日（水）	本人から連絡がないことから10月12日付で生活保護廃止決定を行った。
10月21日（水）	本人を支援する団体から足立福祉事務所長に対し、生活保護廃止の取り消しを求める「抗議及び要請書」が提出された。また、本人から改めて生活保護の申請があったため、受理した（21日からの生活保護再開を27日に決定した）。
10月27日（火）	支援団体から区長に対し、生活保護廃止の取り消しを求める「抗議及び要請書」が提出され、区長から足立福祉事務所長に再調査するよう指示した。
11月 9日（月）	失踪を裏付けるための調査等が不十分であったことから、失踪による生活保護の廃止を取り消した。

2 要因分析と再発防止策

本事案発生の要因分析	再発防止に関する提言
1 マニュアル等の整備、運用に関する要因（P. 16） (1) 失踪廃止の際に依拠すべき規程・マニュアルが不明確（不存在） (2) 廃止時のチェックシートの位置づけ等が不明確で、取り扱いが職員に周知・徹底されていない。	1 判断マニュアル・業務フロー等の整備・周知に関する改善策（P. 23） (1) 失踪の廃止決定について明確・体系的な形で整理した判断マニュアル・業務フローを作成し、継続的に改善する (2) 判断マニュアル等の整理・明確化、運用を統一的に管理する主管部署の明確化（生活保護指導課が相談窓口・情報集約化を担当） (3) 廃止時のチェックシートの位置づけを明確化

本事案発生の要因分析	再発防止に関する提言
<p>2 失踪を理由とする廃止決定の事務処理プロセスに関する要因 (P. 17)</p> <p>(1) 判断の前提事実の把握に関する問題</p> <p>ア 受給者と実施機関との連絡の重要性について認識が共有されていなかった。</p> <p>イ 受給者とどのような方法や手段で連絡を取り合うのか、またどのように緊急連絡先を活用するのか等、事前に確認を取り合っていないかった。</p> <p>ウ どのような時に連絡してよいのか、あらかじめ確認していないので、取得していた連絡先等の情報を十分に活用できなかった。</p> <p>エ 失踪の事実確認を職員自ら現地で行っていない。</p> <p>(2) 判断プロセスに関して慎重さの欠如に関する問題</p> <p>生活保護廃止決定の処分の重大性と客観的事実の把握に努める姿勢等の不足や、運用事例集に関する誤解等により判断が性急になった。</p> <p>(3) 判断プロセスの客観性・合理性の担保についての問題</p> <p>ア 生活保護指導課への相談・報告フローが明確でなく、決裁プロセスに関して関係者間の情報共有が十分でなかった。</p> <p>イ 失踪事例で判断の合理性を担保する仕組み（ケース診断会議）が機能していなかったなど、決裁（意思決定）ラインが明確でなかった。</p> <p>ウ 通知書の理由の記載が「失踪」のみで不十分であった。</p>	<p>2 失踪による廃止決定の事務処理プロセスに関する改善策 (P. 25)</p> <p>(1) 判断の前提事実の把握に関する提言</p> <p>ア 連絡手段カードの作成</p> <p>イ 電話などの連絡で良しとせず、職員自身が現場に出向き事実関係を確認することを徹底する</p> <p>(2) 判断プロセスにおける慎重さに関する問題</p> <p>ア 受給者・各関係者への継続的な接触を業務フローへ組み込む</p> <p>イ 停止処分の活用の検討</p> <p>(3) 判断プロセスの客観性・合理性の担保についての問題</p> <p>ア 決裁ラインの明確化、情報共有のあり方の見直し</p> <p>イ 業務フローに生活保護指導課に報告することを明記し、過去及び今後の失踪事例等を蓄積・整理して情報の集約化を図るとともに、組織的・統一的な対応を図る</p> <p>ウ 業務フローにケース診断会議開催の項目を追加</p> <p>エ ケース診断会議の検討事例を足立福祉事務所内で共有・活用する</p> <p>オ 過去の疑義照会事例について足立福祉事務所内で共有・活用する</p> <p>カ 通知書・各決裁文書へ不利益処分理由を具体的に付記</p>

本事業発生の要因の分析	再発防止に関する提言
<p>3 組織に関する要因（P. 22）</p> <p>居住地がないか又は明らかでない被保護者の事案は少なく、知見等の蓄積のないケースワーカーによる事務処理につながり、慎重さを欠いた対応に至ってしまった。</p>	<p>3 組織に関する改善策（P. 29）</p> <p>（1）世帯類型別係編成の一環として、居住地がないか又は明らかでない被保護者専門の係の編成（足立福祉事務所全体で1つの係に集約）</p> <p>（2）上記の専門係にオンライン相談ができる環境を導入</p>
<p>4 法令等の適切な理解、運用等に関する要因（P. 23）</p> <p>実務的な研修は行われてきているが、生活保護制度の意義等に係る内容の研修等が十分な形で実施されず、失踪における廃止という処分の重大性について、職員に理解・認識等が十分に浸透していなかった。</p>	<p>4 制度（法令）の理解に関する改善策（P. 30）</p> <p>（1）不利益処分的重要性やマニュアル等の内容・記載方法等に関するより深度ある研修の実施</p> <p>（2）生活保護制度の意義や支援者の心構えに関する研修を4年に一度の必須研修と位置づけ、足立福祉事務所全職員に対して実施</p> <p>（3）研修内容の継続的・効果的な周知・啓発や、単なる講義形式以外の研修形式等、より生活保護制度やマニュアルに関する知識が定着しやすい方法の検討</p>

厚生委員会報告資料

令和4年3月14日

件名	【追加】令和4年度足立区社会福祉協議会の収支予算及び重点的な取組みについて																						
所管部課	足立区社会福祉協議会																						
内容	<p>足立区社会福祉協議会の令和4年度収支予算及び重点的な取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 収支予算 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="341 607 1388 898"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度 予算額 (A)</th> <th>令和4年度 予算額 (B)</th> <th>増減 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">法人 全体</td> <td>前期末支払資金</td> <td>99,292</td> <td>112,376</td> <td>13,084</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>1,058,029</td> <td>1,078,921</td> <td>20,892</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>1,058,029</td> <td>1,078,921</td> <td>20,892</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金</td> <td>99,292</td> <td>112,376</td> <td>13,084</td> </tr> </tbody> </table> <p>(詳細は別添資料「令和4年度公社事業概要・収支予算説明書」、「令和4年度予算編成のあらまし」、「令和4年度事業計画及び収支予算書」参照)</p> <p>2 重点的な取組み</p> <p>(1) 区民に親しまれ、頼られる社協を目指すため引き続き広報を強化する。</p> <p>ア 職員全員が活用できるよう、社協事業を一覧・パッケージ化した広報物を作成する。</p> <p>イ 紙媒体での広報には限界があるため、より多くの方の目に触れていただけるよう、各種広報の電子化を進めていく。</p> <p>【目標値】ホームページによる地域活動情報発信数：40回 (令和2年度実績：24回)</p> <p>ウ 事業ごとにターゲットを絞ったPR方法を検討し、年代や世帯等に 応じて必要な情報を提供できる仕組みの検討を行う。</p> <p>(2) 災害時における支援体制を強化するため、平時から多様な団体等と幅広いネットワーク(顔の見える関係)を構築する。</p> <p>ア 災害ボランティアセンター運営支援にかかる体制整備を進めていく。</p> <p>【目標値】災害ボランティア登録者数：400名 (令和2年度実績：343名)</p> <p>イ 災害に備えた資機材の備蓄や友好都市社協との相互援助協定締結の検討を進めていく。</p> <p>ウ 全職員を対象にした災害に関する定期的な研修の開催など、危機管理意識の向上に努めていく。</p> <p>【目標値】災害に関する研修・訓練数：4回 (令和2年度実績：3回)</p>			令和3年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	増減 (B-A)	法人 全体	前期末支払資金	99,292	112,376	13,084	収入合計	1,058,029	1,078,921	20,892	支出合計	1,058,029	1,078,921	20,892	当期末支払資金	99,292	112,376	13,084
		令和3年度 予算額 (A)	令和4年度 予算額 (B)	増減 (B-A)																			
法人 全体	前期末支払資金	99,292	112,376	13,084																			
	収入合計	1,058,029	1,078,921	20,892																			
	支出合計	1,058,029	1,078,921	20,892																			
	当期末支払資金	99,292	112,376	13,084																			

	<p>(3) 地域福祉活動の具現化に向け、地域住民を後押しする事業を推進する。</p> <p>ア 引き続き、出前講座や地域活動レポートを通じて、地域福祉活動や福祉情報などを地域へ発信していく。</p> <p>【目標値】出前講座数：80回 (令和2年度実績：40回)</p> <p>イ 地域の課題を解決するため、区民や地域団体との連携を一層促進する。</p> <p>ウ ワークショップを通じ、新たな居場所の創出や居場所情報の紹介を行う。</p> <p>【目標値】サロン数：162か所 (令和2年度実績：140か所)</p> <p>(4) 業務の効率化や組織体制の見直し、財源基盤の強化を図りながら、一層の事業効率を高めていく。</p> <p>ア クラウドを活用した各拠点のデータ共有やグループウェアの導入、ペーパーレス化を推進するための文書管理システムの導入の検討を計画的に進めていくことで、業務の効率化に努めていく。</p> <p>イ 会員制度のPR方法や寄附を手軽に行える方策を検討するとともに、広告収入等、多様な財源確保策を検討していく。</p>
<p>問題点・ 今後の方針</p>	<p>事業計画（案）及び収支予算（案）の付議を予定していた足立区社会福祉協議会理事会及び評議員会については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止とし、社会福祉法人足立区社会福祉協議会定款第28条の2及び第14条の4に基づき、書面により全員の同意を得ることで「決議の省略」とすることとした。</p>